

物品売買契約書（単価契約） 案

1. 物 件 名 砕石購入（安代地区）
2. 品質・規格・数量 別紙のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. 納 入 期 限 令和 7 年 11 月 28 日まで
5. 納 入 場 所 安代地区管内の林道
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙 1 のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 4 月 25 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 岩手県八幡平市荒屋新町 4 1 - 8
分任支出負担行為担当官
岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢 印

受 注 者

印

別紙

内 訳 書

品名	規格	数量(m3)	契約金額 (円)		備考
			単価	総額	
再生クラッシャーラン	0-80mm	96			現場渡し
再生クラッシャーラン	0-40mm	24			
割栗石	5～15cm	18			
計					
消費税					10%
合計					

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約） 案

1. 物 件 名 砕石購入（二戸地区）
2. 品質・規格・数量 別紙のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. 納 入 期 限 令和 7 年 11 月 28 日まで
5. 納 入 場 所 二戸地区管内の林道
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙 1 のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 4 月 25 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 岩手県八幡平市荒屋新町 4 1－8
分任支出負担行為担当官
岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢 印

受 注 者

印

内 訳 書

品名	規格	数量(m3)	契約金額 (円)		備考
			単価	総額	
再生クラッシャーラン	0-80mm	42			現場渡し
計					
消費税					10%
合計		42			

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約） 案

1. 物 件 名 砕石購入（松尾地区）
2. 品質・規格・数量 別紙のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4. 納 入 期 限 令和 7 年 11 月 28 日まで
5. 納 入 場 所 松尾地区管内の林道
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙 1 のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 4 月 25 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 岩手県八幡平市荒屋新町 4 1－8
分任支出負担行為担当官
岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢 印

受 注 者

印

別紙

内 訳 書

品名	規格	数量(m3)	契約金額 (円)		備考
			単価	総額	
再生クラッシャーラン	0-80mm	58			現場渡し
計					
消費税					10%
合計		58			

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約） 案

1. 物 件 名 砕石購入（小鳥谷地区）
2. 品質・規格・数量 別紙のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4. 納 入 期 限 令和 7 年 11 月 28 日まで
5. 納 入 場 所 小鳥谷地区管内の林道
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙 1 のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 4 月 25 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 岩手県八幡平市荒屋新町 4 1－8
分任支出負担行為担当官
岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢 印

受 注 者

印

内 訳 書

品名	規格	数量(m3)	契約金額（円）		備考
			単価	総額	
再生クラッシャーラン	0-80mm	60			現場渡し
計					
消費税					10%
合計		60			

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。